

様式第2号（第5条関係）

令和4年8月12日

受 講 報 告 書

栗山町議会議長 鵜 川 和 彦 様

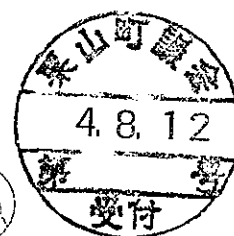
栗山町議会議員 三 田 源 幸



このたび、下記のとおり受講いたしましたので報告します。

記

- 1 研 修 日 令和4年7月15日（金）
- 2 目 的 オンラインによる研修会 受講
- 3 研修内容 「議員が守るべき政治倫理とは」
 廣瀬和彦氏（株式会社地方議会総合研究所）
- 4 関 係 書 類 別紙のとおり



7月15日(金)
in 東京

同時開催！
オンラインセミナー

議員・職員のための

政治倫理と効果的な 予算・決算の審議手法

◆10:00～13:00

議員が守るべき 政治倫理とは

1. なぜ政治倫理が必要か
2. 政治倫理の対象を考える
3. 政治倫理違反への罰則の限界
4. 政治倫理と兼業禁止への規制
5. パワハラ・セクハラ等の取扱い
6. SNS等による議会外での不適切な言動への対応

◆14:00～17:00

効果的な予算・決算の 審議手法を考える

1. 予算・決算審議におけるPDCAサイクル
2. 予算審議における留意点
3. 予算に対する修正と限界
4. 予算に対する修正以外の効果的な手法
5. 予算への効果的な質疑手法
6. 決算審議における留意点
7. 決算への効果的な質疑手法
8. 決算と行政評価
9. 議選監査委員の決算への活用手法



講師：齋藤 和彦

【(株)地方議会総合研究所代表取締役
元全国市議会議長会法制参事】

慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程修了。明治大学政経学部講師・明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科講師等として活躍。著書は、「Q&A議会運営ハンドブック」「地方議員ハンドブック」「政務調査費ハンドブック」(すべてぎょうせい)など多数。

(株)地方議会総合研究所

お申込みはホームページからお願いいたします。

議会総研

検索

※ホームページからお申込みいただけない場合は、
下記FAX申込書にご記入の上、事務局宛にお送り下さい。

FAX 申込書 ➡ 03-6912-2280

フリガナ	ミ タ モトユキ
お名前	三田 源 幸
貴議会名	栗 山 町 議 会
領収書 お宛名	
ご住所	(〒069-1512) 北海道夕張郡栗山町松風3丁目252番地
TEL	(0123) 73-7517
FAX	(0123) 72-1233
E-mail	@

<https://www.gikaisoken.jp>

参加希望講座のチェックボックスに
☒ をお願いいたします。

7月15日(金) 10:00 ~ 13:00 東京

議員が守るべき政治倫理とは

7月15日(金) 14:00 ~ 17:00 東京

効果的な予算・決算の
審議手法を考える

※オンラインによる受講をご希望される方は、
チェックボックスに☒ をお願いいたします。

☒ オンライン受講

※オンライン受講ご希望の方は必ず E-mail をご記入ください。

★キャンセルは 7 日前までにメールまたは FAX にてご連絡ください。

※お申込み後、事務局から受講確認書をメールまたは FAX にてご送付させていただきます。

※受講確認書をご覧いただき、受講料は事前にお振込みをお願いいたします。

※お一人様につき 1 つの講座の申し込みが必要です。1 つの講座の申し込みで複数人が視聴することはできません。



受講料 各講座受講 15,000 円 (税込)
2 講座受講 25,000 円 (税込)

開催場所 アットビジネスセンター池袋駅前別館

JR山手線、埼京線、東武東上線、西武池袋線
地下鉄丸の内線/有楽町線/副都心線
池袋駅東口地下鉄32番出口 徒歩10秒

お問い合わせ・事務局

※各会場の詳細地図は、当研究所ホームページのセミナー会場に掲載しておりますのでご覧ください。

(株)地方議会総合研究所

112-0011 東京都文京区千石 2-34-6
TEL 03-6912-1930 FAX 03-6912-2280

<https://www.gikaisoken.jp>

三田 源章

日 時	令和 4 年 7 月 15 日 10:00 ~ 13:00
視 察 先	リモート研修 委員会室.
調査事項	「議員が守るべき政治倫理とは」
対 応 者	(株)地元議会総局研究所. 代表取締役 廣瀬和彦氏
1. 視察目的	1. 政治倫理条例の見直しについて.
2. 視察内容	
① 背景	。政治倫理は政治にかかわる者の行為規範であり、道徳よりもむしろ法規範に近い問題である。
② 特徴	大きな意義の1つは、住民の期待に応えるから住民との間に信頼関係を構築することである。
3. 主な質疑	。なぜ倫理条例が制定されたか。贈収賄事件などの事件が起きたことにより制定された。
4. 考 察	留意点として、倫理は各議員が持つものであり、強制的規制が必ずしも必要とはいえず、議会内での自主的に規律を優先する必要がある。過剰な規制はプライバシーの侵害問題と同時に、議員として必要な人材を政治から遠ざける恐れがある。
(感想、政策提言、課題など)	。制定目的の変化、従前は実際に起った汚職事件を契機に再発防止を目的として制定が多かった。最近では、長や議員等がその権限や地位を不正に行使して自己又は特定の第三者の利益を図ることを未然に防止する目的になった。
	。対象は政治、行政の運営に大きな影響を及ぼすだけでなく、一般の人が知れない情報に接し、権限や影響力の不正利用が容易な立場にある者。

・政治倫理の基準

①不正疑惑行為の自粛

②地位利用の金品授受の禁止

③請負等のあせん禁止

④職員に対する職務執行への不当介入の禁止

⑤職員の採用等のあせん禁止

⑥道義的批判のある企業献金の自粛

その他として

・公的任務を除き、公共事業に関わる業者の
協議会、懇談会に出席しないこと。

・税等の完納、分納等その納付を誠実に行うこと。

・政治倫理違反への罰則の限界

・懲罰の対象（本会議、委員会での言動）

・政治倫理条例の対象（懲罰に処できない言動）

・政治倫理規制対象の変化

従前は議員の贈収賄をはじめとする議員の
権力に由来する中立公平性を害する行為を対象

最近ではセクハラ・パワハラをはじめとする

議会外での不適切な言動を対象

・パワーハラスメント定義の3要件

①優越的な関係を背景とした言動

②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの

③労働者の就業環境が害されるもの

・セクハラハラスメントも対価型、環境型があり
労働者が不利益を受けたり、就業環境が害される

・SNS等による議会外での不適切な言動

・資料等で知れた個人情報への漏えい

・会議などでの資料の不適当な公開や

不適切な表現の情報発信

・栗山町議会政治倫理条例は平成27年
4月1日から施行しているが、現在の様々な
社会情勢を考えると、特にパワハラ、セハラ、
SNS等を含める問題に対応した倫理
条例にしなければならないと思う。
条例は町民との約束であり、その中での
活動によって町民に信頼される
栗山町議会を目指すべきである。